

※2 出産費等の受取代理制度

(1) 趣 旨

出産費等の医療機関等への直接支払制度の利用による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、直接支払制度と同様に、組合員等があらかじめまとまった現金を用意して、医療機関の窓口において出産費を支払う経済的負担の軽減を図る。

(2) 対象医療機関等

所定の条件を満たし、厚生労働省に対し届出を行った医療機関等（ごく一部）

(3) 対象者

出産費等を受ける見込みのある組合員で、かつ組合員等が出産予定日まで2か月以内の者

(4) 組合への手続等

① 受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している組合員等は、受取代理制度の利用を希望する場合は、「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)」に、必要事項（受取代理人となる医療機関等による記載・押印等を含む。）を記載の上、所属所長を經由し支部長に提出する。

② 事務処理の都合上、当支部の支払は、出産後、医療機関等から所定の書類の提出を受けた月の翌月末となるので、当該制度利用にあたっては、その旨、医療機関等の了承を受ける。

③ 予定した医療機関等以外で出産することとなった場合などには、速やかに支部へ連絡する。

(5) 支 払

支部は、出産後、医療機関等から送付される、出産費用の請求書の写に記載された請求額に応じ、次のとおり取り扱う。

ア 請求額が55万円※（加算対象分娩でない場合は53万8千円※。以下同じ。）以上である場合
出産費等の全額を医療機関等の所定口座へ振り込む。（当該請求額と55万円※との差額は、組合員等が医療機関等に支払う。）

イ 請求額が55万円※未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と55万円※との差額については、組合員の口座へ支払う。

（※ 附加給付の額を含む。なお、資格喪失後の給付においては55万円を50万円に、53万8千円を48万8千円に読み替える。）